

中国(上海)自由貿易試験区において自動車並行輸入の

試行を展開することに関する通知

上海自貿試験区にて自動車の並行輸入が解禁

トランザクションバンキング部

上海市商務委員会、中国(上海)自由貿易試験区管理委員会、上海税関、上海出入国検査検疫局、上海市工商行政管理局は、2015年1月7日付で、「中国(上海)自由貿易試験区において自動車並行輸入の試行を展開することに関する通知」(以下略称、「通知」)を公布しました。

「並行輸入」とは、総販売代理店以外の業者が、国内の授權された販売ルートと「並行」して商品原産地から直接輸入することで、並行輸入車は正規輸入車に比べ価格が安いなどのメリットがあります。

1. 「通知」の背景

国務院は、産業構造の調整・高度化を推進するために2014年11月6日付で公布した「輸入強化に関する若干意見」(国弁発[2014]49号)の中で、「自動車販売関連規定を調整し、中国(上海)自由貿易試験区で全国に先駆けて自動車並行輸入の試行業務を速やかに展開する」との方針を示していましたので、「通知」はそれを受けて公布されたものです。

中国では自動車の並行輸入について明確な規定が無くグレーゾーンに置かれていましたが、中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、「上海自貿試験区」)において試験的に解禁されることとなります。

2. 「通知」の内容

上海自貿試験区で自動車並行輸入業務を行うには、以下条件を満たした会社が上海市商務委員会あるいは自貿試験区管理委員会へ資料を提出し、試行企業に認定される必要があります。認定された試行企業は、商務部から自動車輸入自動許可証を取得することも必要です。

自動車並行輸入試行業務の申請要件

- 1) 自動車販売業務に5年以上従事し、直近3年連続黒字、前年度の自動車販売額が4億人民元以上
- 2) 経営規模相応のメンテナンス、サービス、部品供給のネットワークと設備を有する
- 3) 信用良好で、仕入ルートと自動車販売サービス業の経験を有する
- 4) 上海自貿試験区内に自動車販売代理資格を有する全額出資子会社あるいは持分支配会社を登記し、自動車並行輸入試行の販売代理店とする

他にも、試行企業および上海自貿試験区の自動車販売代理店に対して以下が要求されています。

- ✓ 製品リコールや品質保証、アフターサービス、自動車の返品・交換・修理保証の義務を果たすこと
- ✓ 中古車と違法改造車の輸入は行わない
- ✓ 輸入は上海港湾を主とし、販売区域は試行企業が現在有する販売区域を主とする

3. 「通知」の影響

報道によると、並行輸入車は正規輸入車に比べて15～20%価格が安くなるとのことで、既存総販売代理店の独占状態にある正規輸入車の価格押し下げ圧力になると共に、仕入ルートの拡大が見込まれます。また、並行輸入車にとって問題となるアフターサービスについて、課題が解決するよう運営管理のルール化も図られています。

但し、未だ不明な点は多く、実際に並行輸入車がどこまでのアフターサービスを受けられるのかといった点や、「通知」の内容が上海以外の自由貿易試験区へ拡大するかといった点についても、今後の動向が注目されます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">关于在中国（上海）自由贸易试验区开展平行进口汽车试点的通知</p> <p>各有关单位：</p> <p>为推进中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）建设，根据国务院办公厅《关于加强进口的若干意见》（国办发〔2014〕49号）、商务部《关于中国上海自由贸易试验区开展平行进口汽车试点有关问题的复函》（商建函〔2014〕869号）和《工商总局关于停止实施汽车总经销商和汽车品牌授权经销商备案工作的公告》（工商市字〔2014〕145号），本市在自贸试验区开展平行进口汽车试点。现就试点的有关事项通知如下：</p> <p>一、在自贸试验区开展平行进口汽车试点业务是指注册在自贸试验区内的汽车经销商，经商务部进口许可，从事进口国外汽车的经营活动。</p> <p>二、按照“稳步推进、规范有序、风险可控”的原则，本市商务、自贸试验区管委会、海关、检验检疫、工商等相关部门根据各自职责开展工作，确保试点稳步开展。上海市商务委员会会同自贸试验区管委会等部门协调推进平行进口汽车试点工作，对试点企业进行认定。自贸试验区管委会推进平行进口汽车产品质量追溯体系和平行进口汽车经销商信息化管理系统建设等工作。推动平行进口汽车相关公共服务领域内的平台建设，平台将整合政府职能部门相关配套功能，有效集聚汽车维修、服务、零部件供应等社会化服务。设在自贸试验区内的第三方公共服务平台的服务功能与模式须向自贸试验区管委会备案。上海海关负责做好平行进口汽车的通关监管、税收征管等相关工作。上海出入境检验检疫局负责做好对平行进口</p>	<p style="text-align: center;">中国(上海)自由貿易試験区において自動車並行輸入の試行を展開することに関する通知</p> <p>各関連単位：</p> <p>中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、“自貿試験区”)の建設を推進するため、国務院弁公庁の『輸入強化に関する若干の意見』(国弁発〔2014〕49号)、商務部の『中国上海自由貿易試験区で自動車の並行輸入試行を展開することに関する問題についての復函』(商建函〔2014〕869号)と『工商総局の自動車総販売代理店と自動車ブランド授權販売代理店の備案(届出)業務を停止することに関する公告』(工商市字〔2014〕145号)に基づき、上海市自貿試験区で自動車並行輸入の試行を展開する。ここに試行の関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、自貿試験区で展開する自動車並行輸入試行業務とは自貿試験区内に登記した自動車販売代理店が、商務部の輸入許可を経て、国外自動車輸入の経営活動に従事することを指す。</p> <p>二、「着実な推進、ルールと秩序、リスクコントロール可能」の原則に基づいて、上海市の商務、自貿試験区管理委員会、税関、検査検疫、工商等の関連部門は各自の職責に基づいて業務を展開し、試行を着実に展開することを確実に保証する。</p> <p>上海市商務委員会は自貿試験区管理委員会等の部門と協調して自動車並行輸入試行業務を推進し、試行企業の認定を行う。自貿試験区管理委員会は並行輸入される自動車製品の品質トレース体系と自動車並行輸入販売代理店の情報化システム構築等の業務を推進する。自動車並行輸入関連の公共サービス領域内のプラットフォーム構築を推進し、プラットフォームは政府職能部門が関連する一連の機能を統合し、自動車メンテナンス、サービス、部品供給等のソーシャルサービスを効果的に集積する。自貿試験区内の第三者公共サービスプラットフォームのサービス機能と運営モデルは自貿試験区管理委員会へ備案しなければならない。上海税関は並行輸入される自動車の通関管理</p>

汽车产品符合国家有关质量标准、技术规范的强制性要求和强制性产品认证准入要求的质量安全监管工作，并联合相关部门做好平行进口汽车有关三包、召回、缺陷调查等后续监管工作。上海市工商行政管理局负责对汽车经营行为的监管，维护消费者的合法权益和公平竞争的市场秩序。

三、符合以下条件的企业可申请开展平行进口汽车试点业务：

(1) 从事汽车销售业务5年以上,具有最近3年连续盈利的经营业绩,上一财务年度汽车销售额超过4亿人民币。

(2) 具备与经营规模相适应的维修、服务、零部件供应网点与设施。对无法满足该条要求的企业，可依托自贸试验区区内第三方公共服务平台提供相应服务，达到要求后方可参与试点。

(3) 信誉良好、具有采购渠道和汽车销售服务行业经验。

(4) 在自贸试验区内注册具有汽车经销资质的全资子公司或控股公司，作为平行进口汽车试点的经销商。

四、申请试点的企业应向上海市商务委员会或自贸试验区管委会提交如下申请材料：

(1) 开展平行进口汽车试点业务的申请书，应包括申请企业的概况、经营情况、业务分布、维修网络等；开展平行进口汽车试点业务的方案，主要包括车源、进口模式、售后服务、零部件供应，以及进口汽车产品关于国家质量标准、技术规范的强制性要求符合性情况、强制性产品认证情况等。

(2) 承诺拟在自贸试验区注册汽车经销商，开展平行进口汽车试点业务的承诺书。

(3) 试点企业法人营业执照复印件。

(4) 会计师事务所出具的近3年企业财务报

監督、税徴収管理等の関連業務を適切に行うことに責任を負う。上海出入国検査検疫局は並行輸入される自動車製品が国家関連品質基準に、技術規範の強制性要求と強制性製品認証参入要求に合致するよう、品質安全管理監督業務を適切に行い、併せて関連部門と共同で自動車並行輸入に関連する返品・交換・修理の保証、リコール、欠陥調査等の後続管理監督業務を適切に行うことに責任を負う。上海市工商行政管理局は自動車経営行為の管理監督、消費者の合法的な権益と公平な市場競争を維持することに責任を負う。

三、以下条件に合致する企業は自動車並行輸入試行業務の展開を申請することができる：

(1) 自動車販売業務に5年以上従事し、直近3年連続で黒字の経営業績を有し、前年度の自動車販売額が4億人民元を超えている。

(2) 経営規模相応のメンテナンス、サービス、部品供給ネットワークと設備を有する。当条項の要求を満たせない企業には、自贸试验区区内の第三者公共サービスプラットフォームに委託して相応のサービスを提供してもらうことができ、要求を満たした後に試行に参加することができる。

(3) 信用が良好で、仕入ルートと自動車販売サービス業の経験を有する。

(4) 自贸试验区区内で自動車販売代理資格を有する全額出資子会社あるいは持分支配会社を登記し、自動車並行輸入試行の販売代理店とする。

四、試行を申請する企業は上海市商務委員会あるいは自贸试验区管理委員会に以下の通り申請資料を提出しなければならない：

(1) 申請企業の概況、経営状況、業務分布、メンテナンスネットワーク等を含む自動車並行輸入試行業務を展開する申請書。主に自動車仕入先、輸入モデル、アフターサービス、部品供給、および輸入自動車製品に関連する国家品質基準、技術規範の強制性要求の合致状況、強制性製品認証状況等を含む自動車並行輸入試行業務を展開するプラン。

(2) 自贸试验区に自動車販売代理店を登記し、自動車並行輸入試行業務を展開することを承諾する承諾書。

(3) 試行企業法人営業許可証のコピー。

<p>告。</p> <p>(5) 相应的业务经销网络、售后服务网络的工商注册等证明材料。</p> <p>(6) 其他相关材料。</p> <p>五、申请试点的企业经认定后，按照国家机电产品进口许可管理有关规定和商务部相关要求，提供相应进口申请材料，向商务部申请汽车进口自动许可证。</p> <p>六、试点企业及其在自贸试验区内注册的汽车经销商是平行进口汽车产品质量追溯的责任主体，应当依法履行产品召回、质量保障、售后服务、汽车三包、平均燃料消耗量核算等义务，不允许进口旧车和非法改装车，并负责采用原制造商许可的方案消除质量缺陷。经销商进口的汽车产品应符合国家有关质量标准、技术规范强制性要求，并符合国家规定的强制性产品认证等准入要求。进口以上海口岸为主，销售区域以试点企业现有销售区域为主。</p> <p>七、试点企业及其在自贸试验区内注册的汽车经销商开展相关业务及经营活动，应符合国家现有法律法规和本通知有关要求。相关监管部门如发现有不符合通知要求的行为，有法律法规规定的，由相关部门依法予以处罚。法律法规未作规定的，责令其限期改正或停止试点业务。</p> <p>特此通知。</p> <p style="text-align: right;">上海市商务委员会 中国（上海）自由贸易试验区管委会 上海海关 上海出入境检验检疫局 上海市工商行政管理局 2015年1月7日</p>	<p>(4) 会計士事務所が発行した直近3年の企業財務報告書。</p> <p>(5) 相応の業務販売代理ネットワーク拠点、アフターサービスネットワーク拠点の工商登記等の証明資料。</p> <p>(6) その他関連資料。</p> <p>五、試行を申請した企業は認定後、国家電気機械製品輸入許可管理の関連規定と商務部の関連要求に基づいて、相応の輸入申請資料を提出し、商務部へ自動車輸入自動許可証を申請する。</p> <p>六、試行企業およびその自貿試験区内で登記した自動車販売代理店は並行輸入する自動車製品の品質トレースの責任主体となり、法に従って製品リコール、品質保証、アフターサービス、自動車の返品・交換・修理保証、平均燃料消耗量測定等の義務を履行しなければならず、中古車と違法改造車の輸入は許可せず、併せてメーカーが許可したプランを採用して品質欠陥を取り除くことに責任を負う。販売代理店が輸入した自動車製品は国家関連品質基準、技術規範の強制性要求に合致し、併せて国家が規定する強制性製品認証等の参入要求に合致しなければならない。輸入は上海港湾を主として、販売区域は試行企業が現在有する販売区域を主とする。</p> <p>七、試行企業およびその自貿試験区内で登記した自動車販売代理店が関連業務および経営活動を展開する場合は、国家の現行の法律法規と本通知の関連要求に合致しなければならない。関連監督管理部門が通知の要求に合致しない行為を発見した場合、法律法規の規定があれば、関連部門は法に従って処罰を与える。法律法規の規定が無ければ、当該企業に対し期限付き是正をあるいは試行業務の停止を命令する。</p> <p>ここに通知する。</p> <p style="text-align: right;">上海市商務委員会 中国(上海)自由貿易試験区管理委員会 上海税関 上海出入国検査検疫局 上海市工商行政管理局 2015年1月7日</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259